

医療費控除の明細書の記載要領

〈記入例〉

1月

医療保険者や審査支払機関から交付された医療費通知がある場合は、医療費通知を添付することによって、医療費通知に記載された分の明細の記入を省略することができます。

1

医療費通知(※)を添付する場合、右記の(1)～(3)を記載します。
※医療保険者等が発行する医療費の額等を通知する書類で、次の記載されたものをおいします。(例:健康保険組合等が発行する「医療費のお知らせ」)
(1)被保険者等の氏名、(2)療養を受けた年月、(3)療養を受けた人、(4)被保険者等の名前、(5)療養を受けた病院・診療所・薬局等の名称、(6)被保険者等が支払った医療費の額

医療費通知に記載された自己負担額の合計額を記入します。

(1)で記入した医療費のうち、令和7年中に実際に支払った金額を確認し、合計額を記入します。医療機関の窓口で医療費負担の減免がある人は実際に支払った額で計算します。

(2)の医療費について、補てん金がある場合は、その金額を記入します。ただし、給付目的の医療費の金額を限度とします。

(1)医療費通知に記載された医療費の額(自己負担額)(注)
(2)(1)のうちその年中に実際に支払った医療費の額
(3)(2)のうち生命保険や社会保険などで補てんされる金額

円 ア 133,500 円 イ 30,000 円
(注)医療費通知には前年支払分の医療費が記載されている場合がありますのでご注意ください。

2 医療費(上記1以外)の明細

「領収書1枚」ごとではなく、「医療を受けた人の氏名」、「病院・薬局などの支払先の名称」ごとに1年間分まとめて記入できます。

(「1 医療費通知に関する事項」に記入したものについて、領収書1枚ごとではなく、人ごと、病院・薬局等ごとに行きを変えて、令和7年中に支払った医療費を1年間分まとめて記入します。

※介護保険サービスのうち、医療系のサービスを利用している人は、利用料の一部が医療費控除の対象となる場合があります。この場合サービス事業所が発行する領収書に、医療費控除の対象となる金額が記載されています。
※控除の対象となる医療費の範囲など、詳しくは国税庁ホームページをご覧ください。

医療費の内容として該当するものを全てチェックします。
※「口その他の医療費」欄は、例えば、公共交通機関を使った通院費や医療用器具の購入(いずれも医師の診療を受けるために直接必要なものに限ります。)などがある場合にチェックします。

補てん金(高額療養費や高額介護サービス費、医療保険金など)がある場合は記入します。
ただし、給付の目的となった医療費の金額を限度として差し引きますので、引ききれない金額が生じた場合であっても、他の医療費からは差し引できません。

2 の 合 計	ウ	856,140	エ	567,000
医療費の合計	A (ア+ウ)	989,640	円 B (イ+エ)	597,000 円

【注意事項】

●医療費通知について

医療保険者から交付される医療費通知には、必ずしも1年間の受診履歴がすべて記載されているとは限りません。よって、医療費通知の金額のうち、令和6年分の医療費が記載されている場合はその額を除いてご記入ください。また、医療費通知に記載のない分については、ご自分で医療機関ごとに計算し、明細にご記入ください。(医療費通知は、被保険者の医療機関等での受診履歴の確認等のために発行されるもので、確定申告や市民税・県民税申告での提出を目的とした書類ではありません。)

●補てん金について

次のようなものは、補てん金にあたるので、支払った医療費等から差し引いて控除額を計算します。

①健康保険から給付される療養費、高額療養費、付加給付金、出産育児一時金など ②介護保険から給付される高額介護サービス費 ③損害保険、生命保険契約に基づく医療保険金、入院給付金など ④治療費補てん目的の損害賠償金 ⑤任意の互助組織から受ける医療費補てん目的の給付金など(補てんされる金額は、その給付の目的となった医療費の金額を限度として差し引きますので、引ききれない金額が生じた場合であっても他の医療費から差し引できません。補てんされる金額が申告書を提出する時までに確定していない場合には、補てんされる見込額を支払った医療費から差し引きます。後日、補てん金を受け取ったときに、その額が見込額と異なる場合には、改めて正しい金額で申告することになります。)

●介護保険サービスについて

すべての介護保険サービスの利用料が医療費控除の対象となるわけではありません。介護保険サービス利用料のうち、医療費控除の対象となる金額は、サービス事業所が発行する領収書に「医療費控除対象額」などと記載されています。福祉用具のレンタル代や購入費は対象外です。介護保険から払い戻される高額介護サービス費は補てん金にあたるので、支払った医療費の金額から差し引く必要があります。

なお、指定介護老人福祉施設サービス費に係る自己負担額のみに対する高額介護サービス費については、2分の1に相当する金額を医療費の金額から差し引きます。(当該自己負担額の2分の1相当額が医療費控除の対象となるため)

●通院費・駐車料金について

医師の診療を受けるために直接必要で、かつ通常必要な通院費(バス・電車の運賃)は、医療費控除の対象となります。タクシ一代は病状から見て急を要する場合や公共交通機関を利用できない場合に限って控除対象となります。車のガソリン代や駐車場代、高速道路料金は、通院に要したものであっても控除の対象となりません。

●はり、きゅう、マッサージの施術の対価について

マッサージ代やはり代が医療費控除の対象となるのは、何らかの症状を直接治療するための施術に支払った対価であり、かつ、その施術が法律で定められた専門家(あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等)に関する法律に規定する施術者、または柔道整復師法に規定する柔道整復師)によって行われた場合に限られます。健康増進のためのマッサージ代やはり代は医療費控除の対象外です。あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師及び柔道整復師の資格のない者によるカイロプラクティク等の費用も対象となりません。

●寝たきりの人のおむつ代やストマ用装具について

寝たきりの人のおむつ代やストマ用装具の購入費用は、医師の判断により、治療を受けるために直接必要な費用とされていれば医療費控除の対象となります。控除を受けるには、領収書をもとに支出額等を「医療費控除の明細書」に記入し、主治医が発行した「おむつ使用証明書」(一定の要件を満たす人は、介護福祉課へ申請することにより「おむつ使用証明書」に代わる「主治医意見書内容確認書類」の交付を受けられる場合があります。)や「ストマ用装具使用証明書」を明細書に添付またはご提示ください。

これらの書類に記載された①証明年月日、②証明書の名称及び③証明者の名称(医療機関名等)を明細書の欄外余白などに記載すれば、添付または提示は不要です。ただし、弘前市または税務署が提示または提出を求めることがありますので、法定納期限の翌日から5年間、ご自宅等で保管する必要があります。

◎この明細書は、申告書と一緒にご提出ください。